

市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、消費者行政の体制の維持・充実を図るため、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領第3（1）に規定する強化事業及び推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助額は、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の別添1「交付金を活用して行われる消費者行政強化事業及び推進事業について」に定めるところとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画一覧表（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更及び経費の配分をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
 - イ 補助事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、交付決定額に変更を生じないもの又は変更を生じる交付決定額が各個別事業ごとに20%以内であるもの。
 - ロ 経費の配分の変更にあつては、各個別事業相互間における流用であつて、いずれの事業においてもその変更が20%以内であるもの。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承

認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

第7 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告一覧表(別紙3)
- (2) 実績報告書(別紙4)
- (3) その他必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(書類の提出部数)

第9 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。